

印紙税過誤納確認申請書の送付先が変わります。

- 令和7年7月10日から「東京国税局業務センター大手町分室」において、**芝税務署(※)・麻布税務署・王子税務署・板橋税務署・練馬東税務署・練馬西税務署**の一部の内部事務を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしており、**令和7年7月10日以降、「印紙税過誤納確認申請書(確認の対象となる文書を含みます。)」を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター大手町分室」宛てに送付していただきますようお願いいたします。**

※ 令和7年7月10日から芝分室が大手町分室に統合されることにより、芝税務署管内の皆様の書類の送付先が芝分室から大手町分室に変わります。

宛先：東京国税局業務センター大手町分室

〒100-8156 ※電話番号と間違えないようご注意ください

東京都千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館

- 「印紙税過誤納確認申請書」の処理にはお時間をいただきます。
(注1) 文書の課否判定等の個別の照会は、事前に税務署に照会日時等をご予約いただいた上で、ご相談ください。
(注2) 充当請求をご希望される場合は、事前に税務署にご相談ください。

➤ **確認の対象となる文書の返却を希望される方へ**

郵送での返却を希望する場合は、業務センター大手町分室から後日、簡易書留で返却するため、**返信用封筒は不要**です。

なお、税務署の窓口で返却を希望される場合は、文書をお預かりする際に交付した「預り証(交付用)」を大切に保管し、文書の返却時に「預り証(交付用)」を必ず持参してください。

ご不明な点がございましたら、管轄税務署の担当職員までお尋ねください。



間接諸税（石油関連諸税）関係に係る書類の 送付先が変わります。

- 令和7年7月10日から「東京国税局業務センター大手町分室」において、**芝税務署**（※）・**麻布税務署**・**王子税務署**・**板橋税務署**・**練馬東税務署**・**練馬西税務署**の一部の内部事務を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしており、**令和7年7月10日以降、間接諸税（石油関連諸税）関係に係る書類を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター大手町分室」宛てに送付していただきますようお願いいたします。**

※ 令和7年7月10日から芝分室が大手町分室に統合されることにより、芝税務署管内の皆様の書類の送付先が芝分室から大手町分室に変わります。

宛先：東京国税局業務センター大手町分室

〒100-8156 ※電話番号と間違えないようご注意ください

東京都千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館

（注） 「担保提供書」及び「保証書」については、事前に管轄税務署に 来署日時等をご予約いただいた上で、ご提供ください。

- 「未納税引取課税物件移入届出書」「免税引取課税物件移入届出書」に添付して提出される「未納税引取承認書」「免税引取承認書」の**移入証明書の処理につきまして、書面を収受し証明書を発送するまで1週間程度**お時間をいただきます。

（注） 「未納税移出先承認申請書」等につきましても、同様です。

➤ 税務署長の証明書及び承認書等の交付について

e-Tax(電子申告)で提出いただいた場合は、業務センター大手町分室から後日、簡易書留で交付するため、**返信用封筒は不要**です。

ご不明な点がございましたら、管轄税務署の担当職員までお尋ねください。

